

平成29年度第2回鎌ヶ谷市国民健康保険運営協議会 会議録

開催日時 平成30年2月1日(木) 13時30分から14時30分まで

開催場所 鎌ヶ谷市役所 6階 第4委員会室

委員出席者 徳田委員、山本委員、村田委員、赤岩委員
宇野委員、齋藤委員、原委員、山田委員、奥山委員、川野委員

委員欠席者 川村委員、磯野委員、野村委員

事務局出席者 高岡市民生活部長
保険年金課…井上保険年金課長、
木下課長補佐兼後期高齢者医療係長、
大橋国保給付係長、吉川保険料係長、
高瀬保健事業係長、飯村主任主事

○市民生活部長あいさつ

1 開 会 井上保険年金課長

委員定数2分の1以上の出席であり、会議が成立していることを報告。会議については、協議される内容は不開示情報が含まれる内容ではないため公開及び会議録は委員名を伏せて公開と決定しているが異議が無い旨を確認した。

2 議 事

(1) 鎌ヶ谷市国民健康保険条例の全部改正について（諮問）

◎保険年金課長より、会長へ「諮問書」を手渡した。

議 長：鎌ヶ谷市国民健康保険条例の全部改正について、事務局へ説明を求める。

事務局：それでは、市長から諮問のありました鎌ヶ谷市国民健康保険条例の改正についてご説明いたします。

平成27年5月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、平成30年度から千葉県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図ることとなります。

この平成30年度の国保制度改正に併せ、標準的な保険料条例とするため、厚生労働省が示しております国民健康保険条例参考例のとおり、全部改正を行いたいと考えております。

全部改正ではございますが、都道府県化により、変更されますのは大きく一

点でございます。

平成30年度の国保制度改正で、市は、国保事業費納付金を県に納めることとなり、県は市が必要となった保険給付費を、全額、市に支払いをすることとなります。

そのため、保険料を賦課する際に、合算する見込額に、新たに国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用を加算し、国民健康保険給付費等交付金を減算します。

保険料の賦課限度額の改定と、保険料の5割・2割軽減措置に係る判定所得等の改定については、ほぼ毎年行われているものとなり、被用者保険との保険料負担の公平性を確保することや、景気動向をふまえ、平成30年度税制改正大綱を受け、国保法施行令が一部改正されたことによるものです。

保険料の賦課限度額につきましては、加入者に負担していただく保険料は、所得等に基づき賦課されておりますが、医療機関等の受診での給付につきましては、所得にかかわらず一定であることから、所得が多い加入者でも、賦課額が過度に高くないよう、国保法施行令に基づき、条例により賦課限度額が設定されています。

現在国では、被用者保険で標準報酬月額の高等級に該当する被保険者の割合を0.5パーセントから1.5パーセントの間とするように法定されているルールのうち1.5パーセントの水準を援用し、国保料についても平成27年度以降は限度額の超過世帯割合を1.5パーセントに近づけるよう、段階的に引き合上げる運用上のルールが設けられております。そのため、保険料の3つの要素である、基礎賦課分、後期高齢者支援分、介護納付金分のうち、基礎賦課分を改正するものであります。

具体的には基礎賦課分の限度額を54万円から4万円引き上げ、58万円とし、現行介護分が入る40歳以上の賦課限度額は89万円から93万円へ引き上げられます。

なお、この引上げによる保険料への影響ですが、平成30年度当初加入世帯見込で、約270世帯が対象となり約1,200万円程度の収入増が見込まれます。

保険料の軽減措置につきましては、加入世帯の総所得に応じ7割軽減・5割軽減・2割軽減の3段階があります。

今回の改正は、5割軽減の対象となる世帯と、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額を、5割軽減については、27万円から27万5千円に、2割軽減については、49万円から50万円に引き上げる改正となります。

具体的に例を挙げて申しますと5割軽減対象世帯は、現行給与収入が約188万円の3人世帯が改正後は、約190万円となり、軽減幅が約2万円、2割軽減対象世帯は同様に、約283万円から約287万円となり、軽減幅が約4万円とそれぞれ軽減範囲が拡大されます。

これは、景気回復による物価上昇の影響で軽減対象者が縮小しないように見

直されたものです。

なお、この改正による保険料への影響額ですが、平成30年度当初加入世帯見込で約80世帯が対象となり、約200万円程度の軽減が見込まれます。

この軽減分につきましては、県から4分の3が保険基盤安定負担金として交付されますので、市は残りの4分の1、約50万円の負担をすることになります。

今回の条例改正の施行年月日は平成30年4月1日を予定しております。

以上で、諮問事項の内容についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

《質疑》

委員：5割軽減、2割軽減の世帯は増えているのか

事務局：平成26年度に軽減額が大きく改正され5割軽減が26年度1,919世帯、27年度2,121世帯、28年度2,088世帯です。2割軽減については26年度2,285世帯、27年度は2,379世帯、28年度2,384世帯で、最近は2,300世帯で推移しています。

委員：軽減の判断基準は所得ですか、生活保護世帯への対応は。

事務局：前年度の所得で判断します、生活保護世帯は国保の加入資格がありません。

議長：7割軽減は何世帯あるのか。

事務局：平成28年度は5,487世帯です。

議長：質問がなければ、鎌ヶ谷市国民健康保険条例の全部改正について、原案のとおり承認してよろしいか。

異議なしの声

(決定事項)

諮問案のとおり答申を行う。答申書については、後日会長名で行う。

(2) 平成30年度国民健康保険特別会計予算(案)について

議長：平成30年度国民健康保険特別会計予算(案)について、事務局へ説明を求める。

事務局：総額は107億9,400万円で前年度より32億5,300万円の減額で、対前年比23.2パーセントの減となっています。大幅な減額となりましたのは、平成30年度からの国民健康保険の制度改革が主な要因となって

おります。

まず、平成30年度の歳入について、平成29年度との主な変更点などから説明をさせていただきます。

一部を除いた3款の国庫支出金、4款の療養給付費等交付金、5款の前期高齢者交付金、7款の共同事業交付金については、廃止となります。これは、平成30年度からは、千葉県が財政の責任主体となりますので、鎌ヶ谷市が国や社会保険診療報酬支払基金などから交付を受けていたものについては、千葉県で取りまとめることとなったことによるものです。

また、平成29年度予算では、6款、平成30年度予算からは4款となります。県支出金については、約6億6千万円から、約77億1千万円と増額となっております。

この県支出金は、普通交付金と特別交付金の2つで構成されているもので、普通交付金は、歳出の保険給付費のうち、療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、審査手数料を合計した金額となっております。

これは、平成30年度からは、一部を除く保険給付費については、県から全額交付を受けることとなっており、このことによって、医療費の急激な増加などのリスクが軽減されることとなります。

特別交付金については、特別調整交付金など4項目あり、約1億4千万円計上しております。

次に、歳出についてですが、平成29年度予算の3款の後期高齢者支援金、4款の前期高齢者納付金、5款の老人保健拠出金、6款の介護納付金、一部を除く7款の共同事業拠出金については、歳入でも申し上げましたが、千葉県で取りまとめることとなりましたので、平成30年度からは廃止となります。

また、平成30年度から国民健康保険事業費納付金が新設され、約29億1千万円計上しております。

この納付金は、県が千葉県全体で国保事業に必要な費用を算出し、各市町村の医療費水準や所得水準に応じて、納付金の振り分けをしており、鎌ヶ谷市が県へ納付するものとなります。

なお、予算総額は、平成29年度に比べ、大幅な減額となっておりますが、これは、今まで歳入で入ってきた交付金と、歳出で出ていた後期高齢者支援金や介護納付金が相殺されることや、共同事業で行っていた保険給付費の急激な負担増を緩和する再保険事業の都道府県化により終了することなどが要因となっております。平成30年度は、制度改革による激変緩和対策などの財政支援が講じられているものの、6年間の暫定措置となっており、年々縮小されることとなっていることや、千葉県の国保運営方針により、赤字繰入の解消なども求められていることから、今後も医療費の適正化に努めていく必要があります。

以上で、平成30年度鎌ヶ谷市国民健康保険特別会計予算案についての説明を終わります。

《質疑》

議長：平成29年度予算にある共同事業交付金は、平成30年度にどうなったのか。

事務局：その他共同事業拠出金以外は、廃止となります。

議長：出産育児一時金は件数が減るのですか。

事務局：平成29年度は150件分で予算を確保しましたが、今年度末までに100件に満たない状況ですので、平成30年度は110件、4,620万円の予算としました。

委員：一時金は、第1子も2子、3子も同じ金額ですか。出産する件数は減っているのですか。

事務局：一律で42万円です。件数が減っているのは、被保険者全体が減少しているからだと思われます。

委員：繰入金で基金から1億5千万円、一般会計から7千万円繰入れる予算ですが、基金はいくらあるのですか。

事務局：現在、残高は4億5千万円となります。

(3) 平成30年度国民健康保険事業計画（案）について

議長：平成30年度国民健康保険事業計画（案）について、事務局へ説明を求める。

事務局：それでは、議題3、平成30年度鎌ヶ谷市国民健康保険事業計画案についてご説明いたします。

この事業計画は国保財政を健全化するために、重点的に実施する内容を記載しております。重点施策は4点ございます。

(1) 適用適正化の推進として、国保に加入する必要が無い方が入っていないか、社会保険の扶養に該当しないかなど資格の確認を引き続き行ってまいります。

(2) 医療費の適正化の推進として、医療機関からの請求書であるレセプトの点検をきめ細かく行うほか、後発医薬品、ジェネリック医薬品の利用促進を図ります。また、柔道整復の施術を長期利用している方へのアンケートを行い、慢性疾患で受診していないかなどの点検をしていきます。

(3) 収納率向上対策の推進として、保険料滞納者に対し短期被保険者証の交付を行い、継続的な納付を勧奨すると共に、生活状況の把握を行うため、休日夜間納付相談会の実施、催告書の送付、また悪質滞納者に対しては差し押さえを実施するなど、徴収体制の強化及び整備に努めてまいります。併せて、口座振替キャンペーン等を実施し、口座振替の更なる加入率向上を図ります。

(4) 保健事業の推進として、今年度策定中であるデータヘルス計画第2期に沿って、特定健康診査受診率向上対策事業として、前年度受診した方と、40歳で初めて対象となった方の自己負担を500円に軽減するワンコイン受診の実施を予定しています。引き続き未受診者への働きかけや、人間ドック受診者のデータ取り込みも行い、受診率向上を目指してまいります。また、受診した結果、特定保健指導の対象となった方や重症化が心配される方へは、保健指導を行います。特定保健指導については、初回面接参加のきっかけづくりとして、継続実践できる健康グッズ等を配布し、生活改善につながるよう支援していきます。

《質疑》

委員：一般の方でどこの保険にも加入していない方はいますか。

事務局：社保をやめて国保に加入しないと無保険になります。まれに5年以上経ってから国保に加入する方もいます。その場合は遡り加入となり保険料については、時効になる分を差し引いて徴収します。

委員：無保険ですから、10割負担でよろしいですか。

事務局：10割となります。無保険がわかれば加入してもらうようにします。

委員：扶養に入っていない人はどうなるのか。

事務局：年に1回調査をかけて、扶養に入れることはできないか世帯主に通知しています。

議長：口座振替の割合はどうか。広報とかキャンペーンはやりましたか。

事務局：平成29年12月の口座加入率が42.43パーセントになりました。

議長：特定保健指導とはどういうものですか。

事務局：特定健康診査の結果において、一定のリスクがみられた方に行う法律に基づく保健指導です。平成30年度においては、参加のきっかけ作りに健康グッズを配布します。初回面談後に自宅でも継続して健康づくりに使えるような健康グッズを予定しています。

議長：特定健康診査の料金が1千円から500円になるのですか。受診病院では、どのように金額が分かるのですか。

事務局：基本的には、課税世帯が1千円、非課税世帯は0円となっており、そのうち、初回と前年受診している方は500円になります。よって、健診の間があいてしまった方は、1千円で、翌年度から500円になります。自己負担金額については、対象者ひとりひとりに送付する受診券に記入してあります。

委員：500円だと何人くらい増えますか。

事務局：隔年や数年おきに受診されてる方が約1,500人いらっしゃるため、今回の事業により、その1割が継続して受診される効果を見込んでいます。

議長：ドックの助成費は来年も15,000円ですか。

委員：すごく少ないですね、これでは毎年行けないですね。

事務局：現状では変更予定はありません。

(4) その他

議長：その他について、何かあるか確認。

事務局：国民健康保険運営協議会についてですが、平成30年度から国民健康保険法が改正されて、国民健康保険事業の運営に関する協議会に名称が変更となります。

この変更をうけまして、鎌ヶ谷市の国民健康保険条例も同様の名称に4月から改正する予定であります。

本来であれば、この名称の変更に伴い、4月から新たに委員の委嘱などが必要となるところですが、国民健康保険法では、名称のほかに委員の任期も従来の2年から3年に変更となっており、改めて委嘱する場合には、4月から3年間の委嘱期間となってしまうことなどから、委員の皆様は委嘱期間である、平成31年6月31日までは、名称変更による委嘱のし直しは行わないよう、読替規程を設けて対応する予定でありますので、ご報告をさせていただきます。

議長：以上で、平成29年度第2回国民健康保険運営協議会を閉会します。

会議録署名人署名

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため、次に署名する。

平成30年2月5日

鎌ヶ谷市国民健康保険運営協議会会長 徳田 訓康
